

議案第 4 3 号

北本市道路占用料徴収条例の一部改正について

北本市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

平成 2 5 年 6 月 3 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北本市道路占用料徴収条例（昭和 4 9 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号。以下「令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件の項中「第 7 条第 2 号」を「第 7 条第 4 号」に改め、同表中

令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設及び同条第 3 号に掲げる工事用材料	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	5 0 0
令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及び同条第 5 号に掲げる施設		1 4 0

を

令第 7 条第 2 号に掲げる工作物	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1, 4 0 0
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料	占用面積 1 平方メートルに	5 0 0

令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設

つき1月

140

に改め、同表令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場の項中「第7条第6号」を「第7条第9号」に、「同条第7号」を「同条第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号参考資料

北本市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行				改 正 案			
別表 (第3条関係)				別表 (第3条関係)			
占用物件		単位	占用料(円)	占用物件		単位	占用料(円)
略		略	略	略		略	略
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	略	略	略	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	略	略	略
	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	略	略	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	略	略	略
	略	略	略	略	略	略	略
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1	500	令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1	500	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1	500	

令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		月	140	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		月	140
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	略	略	略	令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	略	略	略
備考 略				備考 略			